

愛知県へき地医療確保看護修学資金について

概要

愛知県ではへき地医療機関の看護師の確保につなげるため、愛知県立総合看護専門学校、県立愛知看護専門学校の実施する「地域枠推薦入試」に合格し、入学された方を対象に、「愛知県へき地医療確保看護修学資金」の貸与を実施します。

貸与月額

月額10万円（3年間で360万円）
年4回に分けて支払います。

制度

卒後5年間、以下の施設に継続して勤務することにより、修学資金の返還義務が免除されます。

1年	2年	3年	4年	5年
ア 実務研修病院		イ 指定医療機関		

ア 実務研修病院（卒後1～2年目（2年間））

愛知県内に所在する病院のうち看護業務に関する研修体制が整備されているものとして知事が指定するもの

※愛知県知事が指定する病院の中から就職していただく必要があります。

（名古屋第一赤十字病院、名古屋第二赤十字病院、愛知県厚生農業協同組合連合会安城更生病院などの43病院が指定されています。（平成29年4月1日現在））

※就職活動は御自身でしていただくことになります。

イ 指定医療機関（卒後3～5年目（3年間））

愛知県内のへき地における医療の確保に資する公的医療機関のうち知事が指定するもの

※東栄町国民健康保険東栄病院、愛知県厚生農業協同組合連合会足助病院、愛知県厚生農業協同組合連合会知多厚生病院、新城市民病院など

※赴任先については愛知県知事から通知させていただきます。

○返還となる場合（例）

卒業せず退学した場合、途中で貸与を辞退した場合、卒業年度の年の看護師国家試験に不合格であった場合、卒業日から1年以内に看護師免許を取得しなかった場合、免許取得後1月以内に実務研修病院で看護業務に従事しなかった場合、必要な年数を満たす前に免除対象施設での看護業務をやめてしまう場合 等
なお、返還となった場合は貸与を受けていた期間と同じ期間で返還していただきます。

以上、この制度について理解した上で、地域枠推薦入学試験の受験を検討していただきますようお願いいたします。 制度についてご不明な点があれば、「修学資金の制度、貸与に関すること」は愛知県健康福祉部医務課、「地域枠推薦入学試験に関すること」は各学校へお問い合わせください。

連絡先

< 修学資金の制度、貸与に関すること >

愛知県健康福祉部医務課 052-954-6276

< 地域枠推薦入学試験に関すること >

愛知県立総合看護専門学校 052-832-8611

県立愛知看護専門学校 0564-21-2041